

(仮称)大野市こども・若者計画【素案】概要版

第1章 計画策定にあたって

○ 計画策定の趣旨

全てのこども・若者、子育て世代の多様な夢や希望を尊重し、ウェルビーイングな生活を送ることができる社会の実現に向け、人のつながり、地域のつながり、社会のつながりにより、こども・若者・子育て世代への支援を行います。

○ 計画の期間

令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。

○ こども・若者の定義

こども基本法において、「こども」とは、「心身の発達の過程にある者」と定義されています。

若者については、主に青年期（おおむね18歳以降からおおむね30歳未満）を示します。

○ 計画の推進体制と視点

ウェルビーイングな生活の実現に向け、市民や各種団体、事業所などとも協力しながら取り組みを進めます。

また、取り組みの推進に当たっては、シェアリング・エコノミーの考え方やジェンダーギャップの視点を取り入れます。

○ 伝わる・伝える情報発信と意見聴取

「大野ですくすく子育て応援パッケージ」や市公式LINEやウェブサイトなどを活用し、「支援を必要とする人に伝わる情報発信」、「不安を取り除くためのサービスを伝える情報発信」を行います。また、計画策定時だけでなく、こどもや若者、子育て世代の意見を表明する機会を設け、責任を持ってアクションを起こしていきます。

第2章 計画の基本的な考え方

○ 基本理念

こどもイキイキ 若者ワクワク 子育てキラリ 結のまち

こども
まんなか

○ こどもまんなか社会の実現

「こどもまんなか応援サポーター」の市内展開を図ることで、こどもまんなか社会の実現、本計画の策定趣旨にあるようにウェルビーイングな生活を送ることができる社会の実現につなげていきます。

○ 基本方針

1 将来の見通しを立てられる、必要な支援の提供

2 将来の見通しを立てられる、適時適切な情報発信

3 不安に寄り添ったこども、若者、子育て世帯を主体とした相談支援

第3章 施策の体系(取り組み)

施策の柱 1 こどもから若者まで共通した支援

施策方向性(1) こども・若者の健康と安心安全の確保

- 小児医療の充実
- こどもから若者の保健対策の充実
- 就学児童・生徒に対する相談体制の充実
- こども・若者を守る地域力の強化
- 情報モラル教育の推進
- 消費者教育の推進
- 交通安全の推進
- 通学路と公園の安全確保
- 安全で安心なまちづくりの推進

施策方向性(2) 困難を有するこども・若者やその家族への支援

- 小中学生の自殺対策
- こども・若者の自殺対策
- 児童虐待の防止と養育支援【重点】

施策方向性(3) こども・若者の成長のための社会環境の整備

- 地域で支えるこどもと子育て社会
- 安全・安心な放課後の居場所づくり【重点】
- 若者の交流促進【重点】
- 障がい児(者)の居場所づくり

施策方向性(4) 若者の定住と就業支援

- 移住・定住の促進
- 若者や子育て世代の定住につながる就労環境の整備
- 若者や子育て世代のニーズにあった住環境の支援【拡充】

施策方向性(5) 若者の定住と就業支援

- 地域コミュニティへの若者の参加【重点】
- 若者の交流促進

こども家庭センターで作成するサポートプランに基づき、家庭ごとに切れ目なく、漏れなく、効果的な支援を講じます

学校施設を活用した放課後の居場所づくりを進めます。放課後支援の質の向上につなげます。

コミュニティの情報と活動場所に関する情報発信に取り組みます。社会貢献活動などを通じて、若者の郷土愛を育んでいきます。

中古住宅の購入については、子育て世帯の支援を拡充します。

公民館の活かした方や住民自治のあり方を検討する中で若者や女性の参画を進めます。

第3章 施策の体系(取り組み)

施策の柱 2 結婚支援

施策方向性(1) 結婚を希望する若者への支援

- 結婚を後押しする経済的負担の軽減
- 結婚を後押しする就労環境の整備
- 結婚を後押しする住宅支援
- 職場のつながりを活かした結婚の後押し【重点】

職場などのコミュニティを活用した「職場の縁結びさん」による結婚支援を行います。

企業や団体と連携してジェンダーギャップの解消に向けた機運の醸成に取り組みます。若者による若者に向けた取り組みを始めます。

施策方向性(2) 地域全体で結婚を応援するまちづくり

- 職場のつながりを活かした結婚の後押し
- 多様な選択を可能とする男女共同参画の推進【重点】

施策方向性(3) 若者の出会いの創出

- 結婚を希望する若者の出会いの創出【重点】

市内事業所や団体と連携した出会いの創出を検討する仕組みをつくりまします。

施策の柱 3 妊娠・出産支援

施策方向性(1) 妊娠を希望するカップルへの支援

- 妊娠に向けた支援

施策方向性(2) 妊娠期から育児期までの切れ目ない支援

- 伴走型の相談支援と経済的支援【重点】

施策方向性(3) 母子保健対策の充実

- 妊産婦の健康と産後ケアの充実【重点】

子育てライフサポート協力事業者にこども家庭センターへのつなぎ役を担ってもらいます。

産後ケア事業（訪問型、通所型、宿泊型）に取り組みまします。

施策の柱 4 乳・幼児期の支援

施策方向性(1) 乳幼児期の健康増進と相談支援の充実

- 乳幼児健康診査と相談支援体制の充実
- 予防接種の接種勧奨及び食育の実践
- 食育に関する意識啓発の向上

3歳以上の主食（ごはん）の提供に取り組みまします。公立保育所や民間認定こども園の定員設定などの在り方について、法人と実情に即した協議を行います。

施策方向性(2) 教育・保育サービスの提供

- 充実した教育・保育サービスの提供【重点】
- 幼小接続の推進

「こどもまんなか応援サポーター」の活動を拡大しまします。おおの天空パークOSORAを活用した地域における子育て支援に努めまします。

施策方向性(3) 地域における子育て支援

- 地域による子育て支援
- こどもまんなか応援サポーターの市内展開【重点】

施策の柱 5 学童期の支援

施策方向性(1) 児童・生徒の生きる力の育成に向けた教育環境の向上

- 豊かな学びと育ちの推進【重点】
- スポーツの推進
- 文化活動の推進
- 地域の伝統と文化の継承

中学校の休日部活動の地域展開に伴い、生徒が適した環境でスポーツや文化活動が行えるように取り組みまします。児童生徒や教職員が安全・安心な学校生活が送れるよう適切に維持管理し、必要な改修及び補修を実施しまします。

施策方向性(2) 不登校、いじめ問題の未然防止、早期発見・早期対応

- いじめ・不登校の未然防止と組織的な対応

施策方向性(3) 放課後の居場所づくり

- 安全・安心な放課後の居場所づくり

施策の柱 6 保護者への支援

施策方向性(1) 経済的・精神的負担の軽減

- 子育てにかかる経済的負担への支援
- 子育てにかかる精神的負担への支援

小学生の放課後対策については、小学校の空きスペースの活用や、指導員の確保と質の向上に取り組みまします。

施策方向性(2) 子育てと仕事の両立支援

- 働きながら子育てしやすい預かり環境の整備【重点】
- 子育てしやすい就労環境の整備
- 女性にかかる負担の軽減

施策方向性(3) 共家事・共育児、男女共同参画の推進

- 女性にかかる負担の軽減（再掲）
- 多様化する働き方への支援

施策の柱 7 配慮を必要とする支援

施策方向性(1) 障がい児(配慮を必要とするこども)に対する支援

- 障がいのあるこどもへの適切な支援
- 福祉サービスによる支援

施策方向性(2) ひとり親に対する支援

- 相談支援と生活支援

施策方向性(3) 生活困窮者(世帯)に対する支援

- こどもの貧困対策
- 自立支援の充実